

令和5年度 第3回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会  
議事録

開催日時：令和6年3月21日（木）13:00～15:00

場 所：Web会議

**【議題】**

- (1) 支援証明書制度の検討状況について
- (2) その他インセンティブ施策の検討状況について

**【資料】**

- ・ 議事次第・出席者名簿
- ・ 資料1 支援証明書制度の検討状況について
- ・ 資料2 自然共生サイト認定の活用について
- ・ 資料3 その他インセンティブ施策の検討状況について
- ・ 参考資料1 令和5年度後期「自然共生サイト」認定結果
- ・ 参考資料2 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について（答申）及び地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案の概要

**【議事】**

1. 開会

- 事務局・宍倉 定刻になりましたので、ただいまより「令和5年度第3回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、アビームコンサルティング株式会社の宍倉と申します。よろしく申し上げます。

本日の検討会につきましてはWEB会議での開催となっており、委員の皆さまはオンラインでご出席いただいております。また、本日の検討会は公開させていただいており、傍聴者の方がいらっしゃることを予めご承知おきください。本会議においては、委員、オブザーバーの皆さまは、ご質問がございましたら挙手ボタンにてお知らせいただくか、一声おかけください。会議中は、ハウリング等防止のため、基本的にミュートとしていただき、ご発言の際はミュートを解除してからお話しください。また、チャットの使用を控えていただき、お時間が許す限りは口頭での発言をお願いいたします。傍聴の皆さまはご発言いただくことはできませんのでご了承ください。

次に、お手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の「資料一覧」につきまして、不足の資料がございましたら事務局にお知らせ下さい。環境省ホームページにおいても、本日の資

料を公開しておりますので、傍聴の皆さまはそちらをご参照ください。

続きまして、出席者をご紹介させていただきます。

国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長の角谷拓委員です。

- 事務局・宍倉 三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進部 Technology Based Finance チームの後藤文昭委員です。
- 後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 神戸大学・大学院人間発達環境学研究科 教授の佐藤真行委員です。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 公益財団法人日本自然保護協会ネイチャーポジティブタスクフォース 室長の高川晋一委員です。
- 高川委員 高川でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 生物多様性自治体ネットワーク事務局名古屋市環境局環境企画課の土屋佳弘委員です。
- 土屋委員 土屋です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 経団連自然保護協議会 事務局長の長谷川雅巳委員です。
- 長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 MS&AD インシュアランスグループホールディングスサステナビリティ推進部 TNFD 専任 SVP/MS&AD インターリスク総研 基礎研究部 基礎研究グループ フェローの原口真委員です。
- 原口委員 原口です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 主任研究員の森田香菜子委員です。
- 森田委員 森田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 議事次第にございますように、事務局のほか、関係省庁からもオブザーバー参加いただいております。

それでは、ここからの進行は角谷座長をお願いいたします。角谷座長どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 支援証明書制度の検討状況について

- 角谷座長 はい、よろしくお願いいたします。前回に引き続き進行させていただきたいと思っております。今回は、前回の検討会以降、支援マッチングのモデル的な施行ですとか、検討会の下で、支援証明書モデル的試行ワーキングというのを立ち上げて、そこでの議論がだいぶ進んだところがありますので、それを受けて支援証明書の記載内容や運営に関して、この委員会で議論をできればというふうに考えています。それでは早速、議事次第に従って進めたい

と思います。議事 1 の支援証明書制度の検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

- 渡邊室長補佐 はい、ありがとうございます。それでは、環境省生物多様性主流化室 室長補佐の渡邊より資料の説明をさせていただきます。委員の皆様、本日もどうぞよろしく願います。

まず 1 ページ目ですけれども、支援証明書のおさらいでございます。前回の検討会以降、検討会の下部組織として設置したワーキングにおいて、議論及びモデル的試行を実施してきましたので、今日はその内容をご報告させていただきます。改めてワーキングの委員の名簿でございます。

次が、これまでの検討状況を整理したものでございます。前回の検討会以降、3 回ワーキングを開催しておりますけれども、その内容を説明させていただきます。第 2 回目は自然共生サイト認定の活用をテーマにして議論しております。こちらの方は資料 2 の方で説明させていただきます。資料 1 の方で支援証明書の方の内容の説明をさせていただきたいと思っております。資料 1 について、今回は支援証明書の記載内容及び発行、運用についての議論をお願いしたいと思っております。

続きまして、今年度行っていた支援証明書のモデル的試行の経緯についてでございます。10 月に、参加者の募集を開始しまして、支援者側で 23 者、被支援者側で 38 者の応募がありました。その後の希望調査ですとか、個別の調整によりまして、25 の組合せ、支援者が 14 者、被支援者 21 者が継続して、支援の検討を実施することとなり、支援証明書（案）等を作成、ご提出をいただきました。現時点で公表に同意していただいた組み合わせが、この 23 組、本ページの通りでございます。傾向としては技術的支援、人的支援が多めでございます。次に、実際、皆さまに提出いただいた様式がお示ししているものでございます。前回から変わった点としては、本紙の「③支援による貢献内容」という部分、支援が自然共生サイトの認定基準に係る価値の維持、向上に寄与することのロジックというものを追加しております。さらに、この支援証明書を情報開示等に活用したいご意向がある方向けに、支援による貢献内容をロジックモデルにして記載していただくような様式も準備をして、活用目的に合わせて任意で作成をいただいております。これはワーキングの議論の中で、支援したことが GBF ターゲットへどう貢献するのかとか、それと紐づけてあると投資家は評価がしやすいというご指摘を踏まえて作成をお願いしたものでございます。

次のページは支援の事実確認のフローなので省略させていただきます。参考として 1 事例紹介させていただきます。支援者として大成建設様、被支援者として蒜山自然再生協議会様のマッチングでございます。まだ検討協議を始めたばかりで未確定の部分も多いのですけれども、大成建設様の自社の技術を活かした支援を予定しているということで、このような形でロジックモデルの作成までをしていただいているところでございます。

次が、2 月に開催した第 4 回ワーキングの中で、25 組の皆さまから提出いただいた支援証明書（案）を基に、参加者との意見交換や議論を行っており、その際の意見を整理したも

のでございます。例えば、支援期間ですと、支援でどこまで特定の期間内でやるかの全体計画が明らかになると良いということですか、証明書の記載内容の部分に関しましては、金銭値に限らず定量化された情報があると良いというような点、あとは、実施する支援というのが影響する範囲内のものをロジックモデルに書くべきであろうというようなこと、あとはロジックモデルの記載がやはり必要であろうということをご指摘いただいております。情報開示への活用の可能性というところに関しては、まず本業のバリューチェーンに関連ない内容の証明書情報というのは、情報開示に使うのは難しいだろうという話になった一方で、TNFD では現状の事業をロケーションベースで分析し、その依存・影響を分析することが求められますが、そういったものが説明しにくいものでも、上流・下流見渡して、下流への働きかけというところで、投資家へのアピールというものも可能性はあるのではないかとというようなことですか、TNFD が示すプライオリティ・ロケーションの考え方に基づいて、あとは自治体の総合計画に書かれることとどう統合していくかと、そのロケーションに関わりがある上流・下流というものを整理して、総合計画と絡めた説明というのも良いのではないかとというようなご指摘をいただいております。あと発行対象の支援の部分で、自然共生サイトの申請準備段階での支援に対して、発行するかというようなご意見が出ています。その他、地域戦略との関連性という部分については、自治体の総合計画の記載というものをロジックモデルに反映すると、自治体としての意思とか利益について説明でき、それがPR できるロジックモデルになるのではないかと、それは投資家にとっても魅力的な活動になるのではないかとというようなご指摘をいただいております。ロジックモデルの記載については後ほど詳細説明をさせていただくので、ここでは飛ばします。制度の運用に関して、支援証明書を活用する目的に関しては、環境省が制約するものではないだろうというようなご意見や、支援期間が長期に渡るものなど、毎年のモニタリング、支援事実の確認もやっていく必要があるだろうというようなことをいただいております。あと、手数料に関して、支援事実の確認に必要な料金等に関しても検討が必要だろうというようなご意見をいただいたところでございます。

こうしたワーキングでのご意見及びモデル的試行を通じて運用結果から事務局が気付いた点、あとは参加していただいた皆さまにいただいたご意見を基に、現在の支援証明書制度の案の課題とそれに対する考え方、対応方針を整理させていただいたものでございます。少し説明させていただきますと、課題・気づきという点に関しましては、①支援証明書の発行目的が情報開示とは限らないということですか、CSR とか地域貢献が目的の場合、あまり高い手数料は厳しいだろうというようなお話をいただいておりますので、これに関しては使途・活用の目的は取得者に委ねるという部分と、審査内容によって手数料に差をつけるというのがあり得るのではないかとことを考えております。②記載内容の部分については、発行基準を満たしていることの確認証明をどう行うかということと、情報開示に活用する目的を考えたとき、実際に活用できるのかといった点に関しましては、様式の再検討ですか、情報開示によって活用できるケースの考え方を示したいと思っております。ロジック

モデルに関しては、なかなか記載のルールが分かりにくいという点もあったと思いますので、ルール・ポイントをまとめたものを、作成したいと思っております。発行・運用とマッチングの点を④に書いておりますけれども、支援が有償か無償の支援なのかどうかという前提が異なることによって、不成立となったケースなどがありますので、その考え方は、再整理をする必要があること、あとは、有効期間の設定も必要だろうというような議論ですとか、認定前のサイトに対する支援の扱いについても、この後、事務局の考え方を説明させていただきたいと思っております。

次に、支援証明書の記載内容について、課題等も踏まえた方針でございます。まず、議論の前提となる支援証明書の考え方でございます。ここは、検討会のこれまでの指摘も踏まえまして、これまでのような CSR 的な観点での取組みと、本業における負荷をいかに減らすか、または本業によるポジティブな効果をいかに生み出すかといった観点からの IR 的に活用したいという方の両方に活用できるような設計としたいと考えております。その時、CSR 的な支援、地元貢献を目的とした支援の場合には、支援証明書によって支援の事実が証明されれば十分ではないかと思っておりますけれども、IR 等への活用を想定する場合には、ワーキングでのご意見も踏まえ、支援がアウトカム、あるいは GBF の目標につながるなどといったことを説明するロジックモデルも含めて審査してあげることが重要であるため、支援証明書を、ロジックモデルありとなしの2種に分けて運用するというのを今考えております。このロジックモデルあり・なしは、支援者の方で申請時に判断してもらうということで考えております。

それぞれロジックモデルありなしについて、記載内容等の整理をしたものでございます。違いは、ロジックモデルがありかなしかというところではありますが、それによって審査項目に差も出ると考えておりますので、手数料の方も、仮で、ロジックモデルあり 10 万円、ロジックモデルなし 1 万円という形で設定し、差をつけるということを検討しております。なお、手数料に関しては、前回検討会までに触れてきていない点だとは思っておりますけれども、現在、支援申請書の発行事務に要する事務的経費については、最低限手数料をいただくという形での運用を考えているところでございます。次のページです。

また、モデル的試行で見えてきた課題を踏まえて、支援証明書本紙の方の様式の変更も考えております。支援による貢献内容というものが、より明確に説明できるようにするために、自然共生サイトの認定基準・内容、どこに紐づくものかということに記載することで、そういったところにしっかりと貢献しているかを明確にすることを検討したいと思っております。

次に、もう一つ支援証明書の様式の変更部分です。支援証明書の有効期間の欄を、支援期間とは別に設けることも検討しております。先ほど紹介したワーキングの指摘で、投資家目線では支援証明書が現時点有効かどうか、支援の事実は続いているのかということが重要であるというご指摘を踏まえて、支援証明書の有効期間に応じて、支援事実の確認というものも定期的実施することを検討したいと思っております。

続いてロジックモデルの記載についてです。皆さまにいただいた支援証明書（案）の実例を基に、ワーキングの場に出た委員の皆さまの意見を整理したものでございます。インプット、アクティビティ、アウトプットは概ね分かりやすくなってくると思いますが、アウトカムとGBFターゲットの関連性の部分はまだ議論が必要だと思っております。アウトカムは、こういった考え方・ルールで記載するのかといった点、GBFターゲットとの関連については、そういうものがあると参考になる一方で、重要なものに絞るなど工夫は必要だろうといったご意見いただいておりますので、こちらは来年度試行運用を始めるまでにロジックモデルの作成要領というものを作る形で整理をしていきたいと思っております。

続きまして、別紙の方に記載する特記事項の記載内容についてでございます。当初、特記事項を設けた経緯として、投資家へのアピールとのために本紙、環境省が証明する内容に書くことができない内容は、ほぼこちらに書くということで設置していましたが、本紙にロジックモデルを記載することとした場合に、想定されるアウトカムなど、ある程度、環境社会への効果などは記載できますので、例えば自分たちの支援と本業との関連がどうなっているかというような点は、別紙に記載いただくか、事業者が開示される際、自身の報告書等で記載していただくということで、再度整理をしたものでございます。なお、この特記事項については、引き続き、ロジックモデルありなしに関わらず、支援者が任意で記載する事項として、環境省は証明をしない範囲と考えております。記載内容については以上です。

次に、発行・運用の仕組みです。まず発行対象となる支援について、今年度の施行のマッチングの時には、広義の支援として、赤い枠の中すべてを対象にするということで皆さまにご協力をいただきました。その結果、販売、特に請負契約を含むようなコンサルティングなどの形については、支援を受ける側にとって支援という認識が薄くなるケースがあること、また支援であるか否かの線引きが難しい、本業の事業行為・商行為に対して支援証明書を発行すべきではないのではというようなご意見もワーキングで出ている中で、施行運用段階からは販売（請負契約を含む）というような行為に対しては、支援証明書を発行しない方針としたいと考えているところでございます。

もう一つ、発行対象となる支援についてでございます。認定前のサイトへの支援も発行対象となるかという点です。支援証明書はすでに認定されているサイトだけでなく、認定前の段階での支援というものも発行対象にはしたいと思っておりますが、あくまで発行のタイミングは、そのサイトが自然共生サイトに認定された以降に申請をいただくというような形で考えております。

次は、支援証明書の活用の部分でございます。支援者の判断に委ねることが基本とは考えておりますけれども、ワーキングの議論においても、TNFD等の情報開示への活用の際してのポイントや留意点のようなものは、本運用までに整理してお示しする必要があるだろうというふうに考えております。

この次に続く2枚分が、ワーキングの原口座長にもご助言をいただきながらまとめたものでございます。ポイントとしては、自然共生サイトが最終的に、どう自社の事業活動によ

る負の影響の低減に資するのか、ひいては自社が影響を及ぼし得る主体による活動による負の影響の低減に資するのかといった観点からの分析が必要であって、そうしたストーリー作りなど、事例作りといったところは、ワーキングあるいは検討会で支援していければと思っております。

さらにプライオリティ・ロケーションという考え方についても、それに基づくような支援であれば、支援証明書を、自然関連情報開示の根拠として効果的に用いやすいのではないかと、先ほど事例の時に上流・下流の話をさせていただきましたが、そういったところがポイントになるのではないかとと思っておりますので、本運用までに整理をしていければと思っております。

続きまして、来年度、試行運用について考えております内容について、ポイントなどを説明させていただきます。次年度は、試行運用という形で、試行的に支援証明書の試行版というものを発行するところまで実施したいと考えております。今年度、モデル的試行に参加いただいた方のプロセスを簡略化するとか、本運用に切り替えやすくする等の検討は必要かと思っております。試行運用においては、先ほど説明させていただきました手数料もいただいて、申請・審査・発行の一連の手続きを、本格運用を想定しながら実施することを想定しております。また、マッチングの部分については、今年度は両者の希望等を聞きながら事務局の方で組み合わせの検討もしましたが、試行運用の際は、支援者と被支援者が会う場、ウェブサイトやマッチングイベントを提供する形で、自律的なマッチングの場・やり方を試行したいと思っております。下部にスケジュールを書いておりますけれども、まずは、今年度、今回の検討会でもいろいろ皆さまからご意見いただきたいと思いますので、来年度前半の段階は、申し送り論点と試行内容の検討をして、試行運用を行い、またその結果を報告して、本格運用、令和7年度以降につなげていくということを考えております。試行運用においてもご意見をいただきたいと思っておりますので、皆さまにご協力いただきながら、本検討会とワーキングを継続して実施させていただきたいと思っております。

なお、本格運用の時期に関しまして、R7年度以降ということで記載しております。参考資料の2の方に、少し新法の方の資料も入れております。そちら閣議決定もなされまして、R7施行を目指して、国会で審議中でございます。現在、支援証明書は自然共生サイトに認定されたサイトの支援というところを対象に検討しておりますけれども、新法の運用が始まると、いわゆる劣化地再生のような活動の認定なども始まってきますので、その場合、認定された活動への支援も、支援証明書の対象に広げて検討すべきと、我々としては考えております。その場合は、試行運用を継続する等しながら、実際の運用状況、新法の活動認定の運用状況なども踏まえた上で、本運用に移行する可能性もあると考えております。ここまで、資料1の説明、支援証明書に関してでございます。

続きまして、資料2の方も説明をさせていただきたいと思っております。こちらは、自然共生サイトの認定の活用について、特に情報開示等への活用についての内容でございます。第2回ワーキングで議論した内容の報告です。令和5年度の前期に認定を受けた企業に依頼し、

20 社に認定の活用に関する検討にご協力をいただきました。事前に、どう活用したいかというところも伺ったところ、TNFD 等の情報開示への活用を見据えている企業は約半数というところでもございました。第 2 回のワーキングでは、自然共生サイトの具体的な活用案を提出いただいた 4 社の具体的な活用案に対し、ワーキング委員と各社との意見交換を実施したという内容でございます。時間の都合もありますので、各サイトの概要は説明を割愛させていただきます。

当日の議論を基に、事務局で事後的に整理した内容がありますので、こちらで簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。清水建設様に関しましては、建物の跡地から生態系を回復させた技術の実証の場として、自然共生サイト認定を活用していただくことで、建設会社としての生態系回復・保全に係る建設工事の新たなビジネス機会の創出が期待される可能性というところを記載したものでございます。

続きまして積水ハウス様の場合でございます。こちら、造園緑化事業推進ですとか、実データによる生物多様性の回復への貢献確認というところに加えて、自然共生サイトの認定を活用することで、投資家を中心としたステークホルダーに、より明確なメッセージを伝えることができるのではないかというような議論がありました。近隣住民のアンケートや、株主総会、機関投資家投資家説明会での活用などがワーキングの場でも提案をされておりました。

続きまして、日本電気株式会社様です。NEC 様が保有される ICT ソリューションを、自然共生サイトとして認定された四つ池という場所を実証実験することによって、そこで保証された技術による生態系保全が可能となるとともに、そういった ICT ソリューションを他社への提供もできるようになるのではないかとといった可能性を記載しているものでございます。

続きまして三菱マテリアル様です。2015 年に三菱マテリアル様が、緑の循環認証会議の森林認証を取得されておりますけれども、さらに自然共生サイトの認定も取得しております。サイトが札幌市にありますが、札幌市さんが作られた生物多様性地域戦略の中で、自然共生サイトに関して、こういった取り組みに対して、必要な支援を実施するというところとか、あとは地域戦略の中に、2030 目標の中に自然共生サイトの件数などが書かれていて、こういった三菱マテリアル様の取り組みが、札幌市の地域戦略への貢献、地域への貢献という文脈からも説明できるところというのを整理させていただいたところでございます。

最後のページが、4 社の事例を踏まえて事務局でまとめた考え方でございます。結論としては、自社の事業活動による自然への負荷の影響の低減に関する分析・構想を自然共生サイトと関連付けるストーリーが作れば、自社ホームページや環境報告書を通じて、CSR のみならず、情報開示等にも活用できる可能性があるのではないかとということでまとめております。また、地方公共団体の方でも、最後の札幌市の事例のように、生物多様性の地域戦略等に位置づけられているという事実があると、企業としては自然共生サイトに認定されたサイトの意義を PR しやすくなるのではないかとといったような点も整理をさせていただいた



ところでございます。3回分のワーキングの説明や、試行結果も入っており、内容が多くはありますが、簡単に要点だけ、ご説明をさせていただきました。ご意見いただければと思います。説明は以上でございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは全体の議論に移る前に、ワーキングの座長であります原口委員から、ただ今の説明についてコメントをいただきたいと思いますが、原口委員、お願いできますでしょうか。
- 原口委員 はい、角谷座長、ありがとうございます。今、渡邊さんの方から資料1・2についてご説明いただきました。短期間ではありましたが、サブワーキングでかなり深い議論を重ねることができました。環境省事務局から示された案に対して、各委員から根本的にそれを覆すようなアイデアが様々出まして、今日示したような結果になっているということです。

今、表示いただいていますけれども、特に支援証明書の記載事項については、幸福委員と富田委員がカーボンクレジットなどの業務経験であるとか、先ほどご説明あったように、TNFDでも尊重しているミティゲーション・ヒラルキーに基づいた、生物多様性オフセットや生物多様性クレジットの過去の日本国内での議論なども踏まえた記載のあるべき内容といったものについて、ご意見をいただいたところでございます。

また、浅野委員と松山委員は、金融機関・投資家の目線から、先ほどご説明あったように、大半の企業が何らかの形で、自社の開示もしくはアピールに使いたいということで、この制度に注目しているということが分かりましたので、投資家・金融機関から見て、意味のあるディシジョンユースフルな情報としては、何を書いてほしいのかと。よくグリーンウォッシュと言われますが、自分たちの活動を、針小棒大にアピールするような手段に使われないようにするにはどうしたら良いかという目線で、記載事項もしくは運用の体制についてもご意見いただいて、今回このような形で素案ができたというところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さまから質問、あるいはご意見いただきたいと思います。挙手ボタンですと、私の方が見落とす可能性があるのですが、ご発言希望の旨だけチャットに書いていただくということでもよろしいですか。そのようにさせていただければと思います。はい、ありがとうございます。ご意見、ご質問などありましたら、ご発言希望される委員の方、よろしくお願ひします。

それでは、高川委員からご質問ということで、お願いいたします。

- 高川委員 細かい点も含めて、3つ4つございますが、全部質問です。一つ目が、まず支援証明書は公開されるのかどうかというのを伺いたいです。公開によってこういった取り組みがあることのPRにもなる反面、おそらく公開不可能な情報も混ざる可能性があるのですが、取り扱いについて伺いたいというのが一つです。

二つ目の質問が、支援証明書の中にある証明の有効期間についてです。まず、この意味について、掲載されている生物多様性に関する貢献のあった期間を示しているのか、特にはそ

れに限らず、この支援証明書の有効期間ということなのか、記載内容とこの有効期間というのはどういう関係にあるのかというのを伺いたいといです。

もう一つが、資料の29ページ目に、ミティゲーション・ヒエラルキーについて書かれています。これが具体的に支援証明書とどうつながるのかということ、もう少し解説いただければと思います。例えば、とある企業がどこかの自治体で大規模な開発を行って、それを代償措置のような形で別の自然共生サイトへ支援するという場合は、ミティゲーション・ヒエラルキーから言うとかかなり下の方になるんですけども、その確認は支援証明書を通じてはできないのかなと思っています。このミティゲーション・ヒエラルキーに言及されている意味を教えてください。

あと最後に、この回答は後回しで構わないんですけども、今、法制度化が進んでいる地域生物多様性増進活動促進法についてです。この法律では、劣化地の再生、あるいは自治体全域を対象にした計画についても認定されると考えておりますが、そういったところへの支援証明書の発行についても考慮されているのかというのを、再確認いただければと思います。長いですが以上です。

■ 角谷座長 はい、ありがとうございます。4点になりますかね。事務局から今の質問について、回答いかがでしょうか。

■ 浜島室長 浜島でございます。高川委員ありがとうございます。1点目、支援証明書が公開されるかという件、基本的には公開と考えておまして、都度何かご相談があれば、お受けするという形かなと思っています。

2点目、有効期間に関しましては、生物多様性そのものというよりは、支援の期間という、高川委員がおっしゃっていただいた方の後者と考えております。

3点目、ミティゲーション・ヒエラルキーに関しての記述についてですけれども、あくまでこの支援証明書を、企業の方や支援者の方がお使いになるときに、開示に使うときには気をつけてほしい留意事項と考えております。おっしゃられたような、いわば自分自身でオフセットをするようなことというのは、あくまで事業者さんの判断でやられることと考えております。支援証明書と直接つながるのかという意味で言うと、つながらない。支援証明書の使い方の留意事項と考えてございます。

4点目、法制化に関して、劣化地再生も含むという法制度にしているのは確かでございます。今、自然共生サイトのみが世の中にあるので、それを前提に支援証明書の構築をしておりますけれども、劣化地再生も、法制化後は入るようにしていきたいと考えてございます。以上です。

■ 高川委員 ありがとうございます。最後の質問だけ、意図が伝わらなかったのですが、市区町村全域を対象にした計画も認定されると考えているのですが、それに対する証明書というのものあり得るのかということが聞きたかったところです。

■ 浜島室長 市区町村全体かどうかというのはあまり論点にはなっておりません。あくまで認定がされるかどうかというところに支援証明書としては関係あるということです。

- 高川委員 はい、わかりました。ありがとうございました。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは次、後藤委員からご意見ということで、よろしく願いいたします。
- 後藤委員 ご説明ありがとうございました。詳細なご検討いただいているものと拝聴しておりました。質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

まずスライドの10枚目、資料1です。こちらにあるように、このGBFターゲットの関連性というところですが、これは非常に重要な事項だと思っております。当初は、記載任意ということで結構かと思っておりますけれども、どういうインパクトを与えているかということが記載されることが、証明書の意味というよりも、この活動自体の意味の根幹だと思っております。このところは将来的に、事例集を出すとか、何か手当をすることによって、どんなこういう情報が広がるような手を打っていただきたいなというふうに考えております。今のは意見です。

2点目です。高川委員の4つ目の質問と若干重なるところがございますけれども、資料1のスライドの14、15あたりで、自治体もKPIを立ててとか、自治体の総合計画の記載をロジックモデルに反映できればというところも、非常に重要なかと思っております。民間の活動だけではなくて、自治体との連携、政策との連携など、トータルでどれだけの効果があるのかということを引き出していき、OECMの制度自体の有効性を高めるという意味で、このところは非常に重要なので、こういう記載が促されるような形で進めていただければと考えております。今のところは、高川委員の劣化地再生の部分とも絡んでくると思っておりますので、将来的にOECMだけではなく、劣化地再生に対する支援が関わってくるとなると、それを先取りした形で事前に進めておいていただく必要があるのかなと考えております。以上2点でございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。ただいまいただいたご意見につきまして、事務局からコメント等ありますでしょうか。
- 浜島室長 座長、ありがとうございます。いずれも、しっかり踏まえてまいりたいと思っております。ロジックモデルに関して、おっしゃる通り事例集等も作っていかねばいけないと思っておりますし、何よりこちら側の最初の審査の要領や、記載の要領などをしっかり整理して、作られる方が困らないようにしていきたいと思っております。あと自治体のKPIとの関係、ご指摘ありがとうございます。ロジックモデルの中に入れ込むと投資家の方々が判断しやすいといったご意見もありましたし、あるいは特記事項ででも、そうした自治体の計画との関係ということがしっかり書かれると、投資家の方々判断しやすいのかなと思っておりますので、環境省としても、例えば地域戦略の策定の手引きや、支援のモデル事業なども持っておりますので、いろいろなルートで位置付けがされるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。
- 後藤委員 よろしく願いいたします。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。それでは佐藤委員からご質問ということで伺って

おります。ご発言よろしくお願ひいたします。

- 佐藤委員 はい、どうもありがとうございます。私もロジックモデルのところで、いろいろ引っかけたことがあったので、確認させていただきたい。まずこのロジックモデルを証明するときに、実際に何を証明することになるのかという点を確認したい。「ロジック」というのは、誰が言おうが正しいものは正しいし、間違っているものは間違っているというものだと、研究者目線としては感じてしまう。これは、例えば環境省の方で、このロジックは正しいと言ったところで正しくなるわけではないので、正しいといういろいろな証拠を責任持って示すところまで、環境省で担当して、このロジックは正しいと言うのか。それだと、かなり大きな責任が発生するし労力もかかるので、手数料10万円ではとてもできないようなことがたくさん出てきてしまうのではないかという懸念もあります。このロジックの証明というのは、一体どこまで、どういう責任が発生して、何について証明するのかという点を、確認させていただきたいというのが一つ目であります。

2つ目は、ロジックモデルありのものとなしのものを作るという趣旨については、理解はしておりますけれども、一般の方含めてこの証明書を目にする人が、果たして違いを正しく識別できるのかなという懸念も少し感じました。注意深く情報を発信して、理解を求めたら大丈夫なのかもしれませんが、例えば最後の特記事項として自由に書いて良い欄があって、そこに証明を受けていないロジックモデルを書いている人がいたり、手数料の節約のためにあえて証明してもらってないけど正しいんですという言い方をして後ろにつけたりする人がいると、このタイプⅠ（ロジックモデルあり）のタイプとなしのタイプが、ごちゃごちゃになってこないかということをし少し心配しました。このⅠ型、Ⅱ型の違いについて、どのように理解を求めていくかという点が2つ目の質問です。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局から、ただ今の点についていかがでしょうか。お願ひいたします。
- 浜島室長 座長、ありがとうございます。佐藤委員、ありがとうございます。まず1点目、ロジックモデルの証明をどこまでし得るかという点についてですが、結論としては、来年度もっと詰めなければいけないと思っていることの一つでございます。アクティビティのところまでは、少なくとも確認は事務的にできると考えておりますが、それより後の点について、どこまで可能かということは、来年度よく考えていきたいと思っております。

2点目について、いろいろな活用のされ方があるということで、私ども性悪説に立つのがすごく苦手でございます、大変参考になります。よくそこを注意して情報発信なり、作り込みなどしていきたいと思ひます。ありがとうございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。そうしましたら森田委員からご質問ということで、ご発言をよろしくお願ひいたします。
- 森田委員 ご説明どうもありがとうございました。先ほど、すでに佐藤先生の方からもロジックモデルについてありましたが、私もその関係で気になっていました。今後これをもう少し詰めるということだったので、コメントです。特にアウトカムとターゲットとの関係

は、因果関係がすぐにわからない部分があり、いろいろなパターンが出てくると思います。GBF 自体のターゲットも、いろいろな種類のものがあり、単にそのどれかに当てはまれば良いみたいな感じになると、全体としても自然共生サイト自体が GBF 全体としての目標にどう貢献しているのかというところの絵も見えにくくなっていくのかなと思いました。これから自然共生サイトがどんどん増えていく中で、全体として活動をやっていることによって生物多様性がどれだけ良くなっているかという全体像がいつも見えるような形にしないと、例えば、SDGs のゴールのどれかに当てはまれば良い、といったようなことがここでも起きてしまうという懸念があり、コメントさせていただきます。

あとは、TNFD との関連で自然共生サイトにも関心がもたれているという話でしたが、今後、TCFD と TNFD をセットでいろいろ考えていく中で、GBF だけを見ていることに、支援する側はメリットを感じるのでしょうか。気候変動や、SDGs の関係でもいろいろ取り組んでいると思いますが、コベネフィットや、今後生物多様性についても、この自然共生サイトだけではなく、ネイチャーポジティブを目指す上で、いろいろな取り組みが必要になります。どこまでこういったコベネフィットの要素も、アウトカムやターゲットに入れていくのかというのは、投資家の方々がどのように見ているのかは分かりませんが、今後検討の中に含めていただければと思います。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。原口委員からロジックモデルについて補足ということで、お願いいたします。
- 原口委員 佐藤委員、森田委員からコメント・アドバイスいただいたとおり、ご懸念の事象というのは十分発生し得ると考えています。実際に、マッチングのトライアルで、出していたロジックモデルについても、もちろんガイダンスが何もない状態で書いていただきましたので、レベル感もまちまち、解像度も精度もまちまちというものが出てまいりました。先ほど環境省からご説明あったとおり、今後ロジックモデルの書き方のガイダンスみたいなもの出して、その辺をあまり広がりすぎないように、進めていただければと思います。

議論の中にありましたのは、特に投資家目線で言いますと、ロジックモデルができていくと、今、自治体や民間などで発行しておりますグリーンボンドやインパクトボンドと言われるものも、この辺のロジックモデルは非常に漠然としたものが多く、GHG の削減は定量的に目標設定し、進捗管理が可能ですが、それ以外の自然に対するインパクトとか社会に対するインパクトというのは、まだ漠然としたものが多いというのが実態でございます。それさえグリーンボンドとして認められて、たくさんお金が集まっている状態であり、一方で、だからこそ国際的にも、果たしてそれはグリーンなのだろうかという疑問も出てきているという状態でございます。ですので、今回の支援証明書のロジックモデルで、皆さまに、社会や経済に対して、我々の支援というのはどういうインパクトを与えているのだという思考に事業者さん側がなっただくことで、精度が高まっていくと、今度は民間金融機関から、この中のこれを KPI にして、この事業に対して何かファイナンスをしていきたいと思います。

というメカニズムが起動させられることが可能になってくる。先ほど、高川委員からあったように、自治体全体での計画に対して、こういったロジックモデルを描くのであれば、自治体がこれから起債していくグリーンボンドやブルーボンドに対して、もっと民間側も自分たちのファイナンスでインパクトを出していけるということが、自信を持ってできるようになるということがございます。

もう一つ期待できるのは、ロジックモデルで、それぞれのインパクトドライバーに対する定量的な目標設定と進捗管理ができるようになりますと、これを根拠にクレジットのようなものを発生させて、市場である程度トレードできるような環境も作る、最初の取っ掛かりになるのではないかとことは期待しております。今、国際的にその生物多様性クレジットの議論は始まっているところではございますが、その時も、基本的にはミティゲーション・ヒエラルキーという原則から外れずに、最後の残存するネガティブインパクトを補償するという意味でのクレジットというスタンスは崩さないようにするという事で、この支援証明書の中で、事業者の皆さんにもその辺の考え方や、インパクトをどういうふうに出すかというロジックモデルの考え方に慣れていただくという意味では、今回のツールは非常に有効ではないかなという議論がございました。ありがとうございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。私から原口委員に1点確認したいのですが、よろしいでしょうか。先ほどロジックモデルを通じてKPIを絞り込んでいくというような話がありましたけれども、ある意味研究的に考えると、ロジックモデルは作業仮説のようなものかなというふうにも思っています。それが、例えばアクティビティとかアウトプットを通じて、順応的に更新されていくといった、見直しをかけるようなプロセスも想定されているのかどうかという点をお伺いしたいと思いました。以上です。
- 原口委員 適宜このロジックの精度を上げていく、モニタリングの結果に従ってイテレイティブに目標設定とかKPIとかを変えていく、もしくは測定手法を変えていくというところまでの議論はしておりません。最初に佐藤委員からあったような、そもそも事業者が出してきたロジックモデル自体を誰が保証するのかというところですが、例えばTNFDの開示でも、開示内容をTNFDが何かお墨付けを与えるということではなくて、このアシュアランス(保証)の議論というのも引き続きやっておりますが、第三者がやっていくことになると思います。インパクトファイナンスについても、格付機関みたいところが自治体の発行するロジックに対して、これは妥当であるというものを出力しておりますので、今座長からご質問あった件については、一旦公開されたロジックに対して、NGOや地域の保護団体、アカデミアの方々から突っ込みを入れて、制度を改善していくというような、そういうメカニズムも、第三者がここに関与して、より良いものに仕上げていくというプロセスも必要ではないかなと思います。
- 角谷座長 はい、わかりました。よく分かりました。ありがとうございます。長谷川委員、順序を入れ替えて恐縮ですけれども、後藤委員からロジックモデルについて補足いただいた後に、長谷川委員からご発言ということにしたいと思っております。では、後藤委員ご発言をお

願いたします。

- 後藤委員 ありがとうございます。金融機関として、ロジックモデルをどう使っているかという一つに、最初から完璧なロジックモデルがあれば、それはそれで良いのでしょうかけれども、ロジックモデルを当初作ることによって、モニタリングの過程において、うまくいっているのであれば、うまくいっているで良いですし、うまくいっていないで、その原因がどこにあるのかというのを発見するためのツールとして使っているというところがあります。そういう意味では、この全体のプロジェクトを通して、きちっとプロジェクトが稼働した後、運営期間中に、しっかり見直すような仕組みを作っておくということが重要なのだと思います。一回出した証明書を途中で変更できるかとか、制度上はいろいろ課題があると思いますが、そういう形で、モニタリングにしっかり使えるようなものを作り、それに従ってやって、実効性を高めるという意味で、使えるような形にしておくことが必要だと思います。なので、ある意味その完璧な保証ということも、できれば良いんでしょうけれども、最初からそれを求めないという制度の運用ということもあると思います。以上でございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。私はよく腑に落ちた感があります。それでは長谷川委員、ご発言お願いできますでしょうか。
- 長谷川委員 ご指名ありがとうございます。まず、今回ご検討いただいたワーキンググループの原口座長、委員の皆さん、事務局に、御礼を申し上げたいと思います。その上で、いくつか申し上げられればと思います。

まず1点目は、情報開示という言葉が使われていますが、今使われている文脈は、投資家向けの情報開示を指すものだと思いますので、そのことが分かるように書いていただくのが良いように思います。

大きな2点目は、ロジックモデル、支援証明書の記載事項に関連するものです。一つは、先ほど他の委員からコメントがありましたが、何を証明するかについてです。今回、ロジックという言葉が使われていますが、アウトプットやアウトカムが出ているかどうかという部分を証明するためのものと理解しました。インプットとアクティビティについては、ロジックモデルでなくても支援証明書そのもので証明していると思うので、アウトプットやアウトカムが出ているかどうかは証明の対象のポイントであり、つまり、あるインプット・行為をした結果どの程度環境が保護されたという環境効果のようなものや、その活動の環境貢献度の確からしさというものを証明するということが本質なのではないかなと思いました。

なお、本証明について、IRや投資家向けに使うか、その他の投資家以外のステークホルダーに使うか自体は会社が決めれば良いことであると感じました。

また、証明という言葉やや強いような気がします。また、立証の程度にもよりますが、当該領域における証明は、一般的に相当難しいのではないかと思います。特に、技術や人的な貢献となれば、その判断は相当難しくなるだろうと思っており、これを誰が担うのか、担え

る機関があるのかというのは直感的に疑問に感じました。

また、関連して、仮にアウトカムやアウトプットを証明するということになる、ミティゲーション・ヒエラルキーとの関係性が不明瞭に感じました。要するに、ミティゲーション・ヒエラルキー的には、プライオリティの順番が間違っているような行為でも、アウトカムやアウトプットが出ていれば証明するという形の仕組み(フレームワーク)になっているのではないかと考えられます。この点はどう理解すればよいでしょうか。

最後に、任意の記載事項として GBF が特出しされていますが、そもそもこの制度は OECM に成り得るかどうかの評価の指標としてまず先にあるのではないかなと思っており、その上で公的な目標(例えば、GBF や国家戦略、地域の戦略)との関係性でどうなのかということが示されるべきではないかと感じました。

加えて 1 点質問ですが、証明というのは見通しを評価するものなののでしょうか、それともこういう結果が出たという実績を評価するものなののでしょうか。以上、よろしくお願ひします。

■ 角谷座長 ありがとうございます。事務局、ただいま 4 点について回答をお願いいたします。

■ 浜島室長 はい、ありがとうございます。情報開示に関しては、投資家向けという趣旨で使っている箇所が多いかもしれませんので、ここは分かるようにしたいと思います。

その他いただいたご指摘については、結論は先ほどと同じで、来年度しっかり踏まえて考えていきますということにはなるのですが、ご質問としてあった立証は見通しなのかどうかというところに関して、現段階では見通しというふうに考えてございます。ただ先ほど原口ワーキング座長の方から補足いただきましたように、今後、クレジットみたいなことになっていくような場面では、ベリファイをしていくということも必要になっていくのだろうとは思っておりますが、現時点では見通しと思っております。

それから、ミティゲーション・ヒエラルキーとの関係は、ミティゲーション・ヒエラルキー上正しくなくても証明してしまうことになるのかという意味では、その通りにはなりません。ただ、この証明書自体ができることと、できないこととでございますので、証明書が証明する活動の外でなされることに関しては、先ほどご紹介した留意事項のところ、正しい使い方がされるように誘導していくのかなと思ってございます。

ロジックモデルのところ、GBF のターゲットに関して、ターゲット 3 とか、ターゲット 2 の劣化地再生のところが入ってくるのではないかと、その通りだと思っております。その上で、その他のターゲットにも資する場合には、そこを書いたりとか、あるいは、先ほど森田委員からもありましたけど、その他の環境問題へのコベネフィットとか、あるいは社会問題への貢献、こういったことに関しては、特記事項に入っていくとか、そういったことだろうと思っております。その上で、森田委員からもありましたけど、SDGs のようにいっぱいいろいろなターゲットを並べると良いようにならないよというご指摘がありましたけど、いずれも、複数のターゲットが安易に列記されることはよろしくないというご指



摘は、ワーキングの方でもいただいております。埋没しないように、例えば数を絞るのかとか、いろいろご意見があったのですが、来年度よく設計してまいりたいと思っております。長谷川委員ご質問に全て答えられていないかもしれませんが、以上でございます。ありがとうございます。

- 長谷川委員 ありがとうございます。
- 角谷座長 ありがとうございます。それでは高川委員からロジックモデルについてご意見ということで、ご発言いただけるでしょうか。お願いいたします。
- 高川委員 各委員からのご発言を踏まえて、私からも少しご提案というか意見ができればと思います。やはり、ロジックモデルを環境省が証明するというのは、かなりハードルが高いのではないかなと思います。扱いとしては、公開される申請書という形にしてはよろしいのではないかと考えました。環境省は、証明はしませんが、審査して、こういうものが添付で申請されましたよ、というのを公開していくということです。ロジックモデルの使い方については、後藤委員の意見に賛同でして、このロジックモデルを何度も改良して、作業仮説から実証段階に至っていくという形で使えると良いのかなと思います。ですので、支援証明書の期間を、少し短めにして、申請者がロジックモデルを何度も改定しながら申請するというプロセスがあると良いのかなと考えます。

もう一つ重要なのは、当然だとは思いますが、このロジックモデルは支援を受け取った方の合意や確認があって、出されることが重要ではないかなと思います。お金をもらっただけではなくて、実際にアクティビティとして使われましたというところまで、少なくとも支援を受け取った側も確認した申請書ですよということを前提にされるのがよろしいかなと思います。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局から何かコメント等あれば、お願いいたします。
- 浜島室長 座長、ありがとうございます。高川委員、ありがとうございます。1点目のロジックモデルに関して、申請書の資料という形にしてはどうかということについて、我々も今の整理でいくと、おそらく、申請者が任意で書く特記事項の位置づけという感じになるのかなと、理解いたしました。一方で、ワーキングの方では、発行主体が証明をするものだからこそ投資家にとっては意味があるといったご意見もあったので、ここもよく考えてまいりたいと思います。

それから、支援期間を短めにしてはどうかというご指摘ありがとうございます。先ほど後藤委員の方からもあり、最初から完璧を目指すのではなく、柔軟に変えていくというご示唆もありました。確かに、そのほうがかえって信頼度が上がるという面もあるのかもしれないので、ここも含めてよく考えていきたいと思っております。

ロジックモデルに関して被支援者の同意を得るのかというのは、その通りでございます。今、提示されていると思っておりますが、下半分にあるように、被支援者への確認というのも行った上で、ロジックモデルという形で完成させたいと思っております。以上でございます。

- 高川委員 すいません、見落としがございました。失礼しました。
- 角谷座長 はい、そうしましたら、後藤委員から発言ということで伺っております。ご発言お願いできますでしょうか。
- 後藤委員 はい、ありがとうございます。今回のこの認定証ですけれども、将来的には当然制度として生物多様性クレジットとかを目指すというのはありだと思いますが、今回この認定証の方で、何かいわゆる保証ということはかなり難しいだろうと思っていますし、逆にそこまで求めない方が良いでしょうなと思っています。クレジット制度などが実際出来るのは、しばらく先だと思います。ただ、それまでにこの OECM に関わる制度を使って、クレジットとかを目指すのであれば、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿ったプロジェクト、構成をしていることや、インパクトを算出することにおいて、きちっと方法論等に従って、定量的な算定をするという言葉が適切かどうか分かりませんが、練習期間と位置づけても良いのかなというふうに思っておりますので、保証のところをいわゆる監査法人とか、認証機関がやっているような保証のレベルに持っていくというのはいきなりは無理だと思いますし、そこまでは逆にこの段階で要求しない方が良いでしょうなというふうに思います。以上でございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。ただいまの点について、事務局からコメントございますでしょうか。
- 浜島室長 ありがとうございます。その点も踏まえて、よく考えてまいりたいと思います。監査法人・認証機関と同じレベルの保証ということを目指さない方が良いというのは、確かにその通りと思っておりますし、その上で、例えば今の自然共生サイトは環境省の任意の制度としてやっておりますけれども、こういったものに対する投資家の方の評価というのは、市場の中で作られていくものと思っております。以上でございます。
- 角谷座長 ありがとうございます。お知らせいただいている発言は以上になりますが、記載内容に関してでもよろしいですし、運用のあり方について、ということでも構いませんが、全体としてご意見、ご質問等いかがでしょうか。  
 では、私から1点、事務局、あるいはワーキングかもしれませんが、お聞きしたい点があります。だいぶ議論が進んで、率直に言って、記載すべき内容のボリュームが非常に増えたという印象を持っております。マッチングにあたって、支援を希望する方の負担感などについて、例えば、項目ごとに内容が重複するなど、そういったところでのコメントが、もしあったとすれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 浜島室長 負担感というよりは、むしろ逆で、投資を集めるという意味では、価値のあるものになるはずであるといった趣旨の方が多かったように、記憶しております。  
 重複に関しては、様式はまだまだ工夫しなければいけないところがあるとは思っておりますが、完全な重複であれば、コピー&ペーストの部分は確かに出てきてしまうと思っておりますが、今のところ、投資家の方なり、社会的に見ていただくにあたって、必要な事項が書かれていると考えてございます。

- 渡邊室長補佐 渡邊から 1 点補足でございます。角谷座長がおっしゃっているのは支援内容・貢献内容のところを前回まで示したのものよりも認定の価値に紐づくような形で丁寧に書くようになったことで、少しロジックモデルと重なる部分が出てくるということもあるのかと思っておりますが、ここは何を目的に、どういうことを書くのかというところを、しっかり作成要領も含めて整理をしていく中で、できるだけ、こことここは何を書けば良いのかを迷わないような様式の作り方を、引き続き来年も考えていきたいと思っております。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、分かりました。ありがとうございます。原口委員から発言ということで伺いました。ご発言をお願いいたします。
- 原口委員 はい、ありがとうございます。今日、委員の皆様からいただいたフィードバックは、サブワーキングで活動してきた議論を重ねても、それをさらに超えるような重要な指摘をいただいたかなと思っております。その上で、座長の方からロジックモデルについて作業仮説という言葉いただきましたけれども、おそらくこの制度全体が作業仮説的なところがあると思っております。TNFD もまず、いろいろなステークホルダーが共通言語で語るためのフレームワークを提示して、お互い学びながらレベルアップしていくための共通言語として今まさに始まったところでございます。OECM 認定についても、私が TNFD で実際に開示に臨むような大企業さんと話していても、やはり本当に表面的な理解に留まっている企業さんが多くて、例えば大規模再開発の緑化部分だけを切り出して、そこだけ OECM 認定を申請するとか、もしくは自社ビルの前庭の小さい緑地で生物多様性配慮は何も考えていない、従来の造園的な手法で作られた緑地を、これで OECM を取ると言われている企業さんもあるわけです。そのレベルのものが本当にまだまだ多い。ですから、ネイチャーポジティブの基本原則はこういうことであって、ミティゲーション・ヒエラルキーもそうですけど、そういうこともやはり徐々に勉強していただきながら、レベルアップするための共通のツールとして試行し始めるしかないかなと考えております。

実際のマッチングの試行でも、企業全体の規模に比べれば非常に小さな支援で支援証明書を取りに来られている事例もあり、OECM 認定された支援対象者全体が生み出す価値を、その小さな支援でその企業がホームページ等で PR すると、すごいことをやっているように見えてしまうということもありますので、その辺もいろいろな支援者側の思惑をどんどんここに出していただきながら、ロジックモデルを書いていただくことで、その事業者がどれくらい深く理解した上で取り組んでいるかも、明らかになってくると思います。周りから、そういった事業者さんの考え方や理解度を高めていただくような支援をしていくことで、最終的には非常に質の高いものに育てていくしかないと感じたところでございます。以上でございます。ありがとうございます。
- 角谷座長 ありがとうございます。ロジックフローをちゃんと見えるようにしていくというのは非常に大事だと思えました。そうしましたら、長谷川委員からご発言ということでよろしくをお願いいたします。

- 長谷川委員 ご指名ありがとうございます。1点目は、保証についてですが、会計監査もそうですが、少なくとも金商法の世界では政府は保証をやっておらず、おそらく政府が直接やらないということについても何か理由があるものと思います。その上で、今回の制度の証明をどう位置づけるかですが、政府が保証するものにしない方が良いと思っています。いずれにしても、他の制度が、政府が直接保証をやらない構造であることも踏まえて、ご検討いただきたく思います。

2つ目といたしまして、保証という言葉に引きずられてしまいますが、現在 ISSB の議論でも、非財務情報についてはまず限定的保証とし、その後合理的保証に移行することになっているかと思えます。この議論を踏まえてアメリカや EU の法令がどのように着地するか、また ISSB 自体での議論全体の動き、生物多様性が次のテーマになるかならないかも見据えながら、議論いただけると良いと思えました。以上です。

- 角谷座長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。
- 浜島室長 よく踏まえて、検討してまいります。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。議事1につきまして、その他ご意見、ご質問など、発言希望される委員の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。はい、それではどうもありがとうございました。

## (2) その他インセンティブ施策の検討状況について

- 角谷座長 続きまして、議事の2、その他インセンティブ策の検討状況についてということで、事務局からの説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
- 渡邊室長補佐 はい、続きまして、資料3について説明をさせていただきます。今日は、支援証明書以外の支援策という部分に関しまして、有識者マッチング、支援制度等の情報収集等の支援ですとか、補助金・助成金の活用等という部分について、説明をさせていただきます。次お願いします。

まず有識者マッチングについてですけれども、自然共生サイトの認定前後の伴走支援という形で、適切な有識者をご紹介する制度を検討しているところです。今年度は3件の実行を実施しておりまして、実際に派遣した後にヒアリングも実施しています。3件については、それぞれ派遣した地方も異なっておりますし、サイトの特性も、雑木林、里海、水田と特性が異なる場所を選定しまして、活動実施者の皆さまに事前に課題を聞き取らせていただき、その課題に沿って適切な有識者の方々を調整し、ご紹介をさせていただいたというような取り組みを、本年度実施しました。

その中で、全部は今日時間の都合でご紹介できませんので、1事例を紹介させていただきます。岩手県のふるさと創生大学という、地元の方が水田でモリアオガエルがいるということが特徴でありましたが、それ以外の生物相調査の情報が十分でないとか、モニタリングの体制、ノウハウがないということが課題だと聞いておりまして、水田の生き物調査等をご専門とされている向井様に協力をいただいて、事前打ち合わせ、現地調査、ヒアリングと

いうものを一連実施させていただきました。実際、現地調査時は、モリアオガエルは見られませんが、活動実施者も気づいていなかったコオイムシといった希少種が発見されたり、あとは有識者から課題のモニタリングに対しての悩みというところに応える形で、簡易な生物相調査のやり方として、地元子どもたちにも参加していただきながら、自立的に調査・モニタリングがしていけるような方法のご提案とかツールのご提供をしていただいたところでございます。調査データ等は、まだ不足しているということもありまして、また来年の春夏頃再度調査を実施して、また向井様や地方環境事務所の協力も得ながら、来年度の申請を目指すという方針だと聞いております。次のページでございます。

次が、試行した3件について、聞き取った課題などをまとめたものでございます。例えば、派遣先で活動を実施している側の方々からのご意見としては、やはり、有識者の方に直接コンタクトを取るのが難しい時に、環境省が間に入って、事前に相談を聞き、適切な有識者を選定できるとミスマッチがなくて良いのではないかということや、将来的には、謝金や交通費の支払いも活動実施者と有識者の調整ということも想定していますが、報酬の相場がわからないので、ある程度目安が欲しいというようなこと。あと、自然共生サイトの認定手続き自体は環境省のサポートが欲しいというようなご意見をいただきました。有識者側も、事前に活動実施者側の情報を整理していただけるとありがたいというようなご意見をいただいたりしています。自然共生サイトの認定基準などについて、まとめたマニュアルなども今後整備する必要があると思っておりますが、調査時期の考え方や、認定基準に向けてどの程度達成すべきかというレベル感の話など、事例集やアドバイスのレベル感が分かるものが欲しいというご意見をいただいたり、有識者側としては活動実施者側に対して活動の持続可能性を踏まえた助言を行うと良いのではないかと、無償での派遣を要望されると困ってしまうので、有償で金額の目安みたいなものをも示されていると、有識者側にとってもありがたいというようなことが、ご意見としては出ていたところでございます。これらの課題を整理したものが次のページでございます。

主な課題としては、先ほど説明した、環境省において相談内容の整理・情報収集を行って、有識者に協力依頼を行う必要があるという点や、事前に相談者側でも準備が必要だろうということ、あとは、有識者に過度な負担が生じないよう、費用の相場の考え方は、明らかにする必要がありますと考えております。今後の対応方針案については、まず本制度に協力をいただける有識者のリストはまとめさせていただき、ホームページ等に掲載し、対応可能な地域、分野の情報も公開するなどして、相談者は事前に情報収集をできるようにする。ただ、助言を希望する場合には、まずは環境省の窓口等にご相談いただいて、相談内容、情報を整理して適当と思われる有識者を紹介し、相談者はチェックリストなどを使って事前準備を行い、有識者の皆さんにもご助言いただく際のガイドラインを見ていただいた上でマッチングしていくというようなことが必要な準備になっていくと思っております。来年度はこういった準備をしながら、有識者向けのガイドラインの作成などに取り組んでいきたいと思っております。

次年度について、次のページに改めてまとめておりますが、今年度 3 件だけだったというところもありますので、来年度も引き続き、地方事務所と連携してマッチングの試行は行っていながら、ガイドラインの整備とか、ホームページ上の掲載リストを整備するというようなことを取り組んでいきたいと思っています。活用イメージは、先ほど話した中でお示ししましたものでございます。有識者マッチング制度については、以上でございます。

次に、既存の補助金・税制の活用に係る調査といった部分でございます。これまでの検討会において、自治体等の既存の補助金等の紹介も有効ではないかというようなご意見を検討会でもいただいております。今回、土屋委員に代表で委員として入っていただいている、生物多様性自治体ネットワーク様にご協力をいただき、各地方自治体の持っている既存の補助金・地方税の免税制度のうち、緑地・自然環境の保全に資するような制度の情報を取りまとめさせていただきました。もちろん、自然共生サイトに特化したものは現時点はないのですが、少し広めに使えるような制度を出していただいたところです。今後、翌年度にはなりますが、自治体ごと、キーワードごとに検索をできるような形のエクセルで、30by30 のホームページで公開することを考えているところでございます。

次に、公的な資金の活用についてでございます。環境省の支援事業についてです。法に基づく指定種や重点地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等を地域が行う場合に、主に自立化の促進を目的として、短期的に支援を行う生物多様性保全推進支援事業交付金について、交付要項の一部を、2月に改正をいたし、令和6年度から、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を取り組みしております。具体的には、赤字部分、重要生物多様性保護地域等保全再生と、里山未来拠点形成支援の交付対象事業に自然共生サイトを追加しております。本年度の応募期間は、終了してしまっておりますが、来年度も継続いたしますので、ご報告をさせていただきます。

その他もう一つ、最後はご紹介でございます。自然共生サイトの支援を目的とする民間の助成事業も始まっております。ドコモ市民活動団体助成事業において、30by30 目標達成に貢献する活動者も対象活動に加わっております、こちらは 3 月末まで募集期間というふうに伺っておりますので、参考としてご紹介をさせていただきます。その他インセンティブ施策の検討状況・取組状況のご報告でございました。以上です。

- 角谷座長 はい、説明ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの資料 3 の説明について質問、ご意見等ありましたら、委員の皆さんからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

土屋委員、この件に関してご発言、よろしいですか。お願いいたします。

- 土屋委員 名古屋市の土屋です。支援証明書の議論に関しては、なかなか入れなくて申し訳なかったと思いますが、これはこれで大事な議論だと思いますので、このまま進めたいと思います。一自治体の担当として、庁内であるとか、保全部の皆さんと、この自然共生サイトについて話をするとき、インセンティブは何なのかということが、始めにくる質問です。それに対して、今のところ支援証明書という制度があって、どこかから支援さ

れるかもしれないというような話しかできないような状況があります。皆さんにとって分かりやすいのは、その場所を維持・管理するための費用であるとか、あとは税制の優遇措置、固定資産税であるとか、相続税に関する措置というところが、一番分かりやすく、取り組んでみようと思うインセンティブだと思いますので、今後また議論はされていくと思いますが、そちらの方の検討も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、まだまだこの自然共生サイトの認知度が、マスコミの方にも、私たち後期の認定をいただきまして、報道発表等してありますが、なかなか取材にも来てくれないような状況があります。そこでやはり、環境省さんと一緒になって、もっともっと周知をして、マスコミの皆さんにも興味を持っていただけるような機運醸成というのが必要だと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。はい、ありがとうございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。ただいまの点につきまして、事務局からいかがでしょうか。
- 浜島室長 座長、ありがとうございます。土屋委員、ありがとうございます。また、自治体の税制・補助金の取りまとめに関しまして、ご協力いただきましてありがとうございます。

いただきましたご指摘のうち、インセンティブとは何かというのがよく聞かれるという話でございますが、おっしゃっていただいた通り支援証明書があるというのと、あと先ほど渡邊の方からご紹介いたしました支援事業に関しても、自然共生サイトが今回から追加になっておりますので、ぜひ宣伝していただければありがたく考えております。その上で、もちろん私も、いろいろな支援措置、ご指摘いただいた税制も含めて検討していく、あるいは要請していただきますが、そういった国のお金を動かすということが効果的な場面ももちろんありますが、ネイチャーポジティブということをやっていくにあたって、国内にしろ国外にしろ、民のお金をいかに動かすかということも非常に重要だと思ひております。そのための一つの肝が支援証明書だと思ひておりますので、官民両方の資金ということでやっていきたいと思ひてございます。

それから認知度に関して、ご指摘ありがとうございます。我々も、そこはより頑張っているかなくてはいけないところと思ひておまして、例えば環境省で、森里川海アンバサダーというのを30名くらい任命させていただいて、いろいろと環境施策にご協力いただいているのですが、今般、森里川海アンバサダーに、自然共生サイトの広報大使という役目も負っていただき、早速認定式にも出ていただいたり工夫しております。発信力のある方々を任命していますので、そうした方々にも、お手伝いいただきながら、進めてまいりたいと思ひます。以上でございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。議事2につきまして、他の委員の方からご発言ございますでしょうか。高川委員、お願ひいたします。
- 高川委員 ありがとうございます。本当にごく短期間で、これだけのインセンティブを検討し、かつ試行をしていただいて、大変ありがたいと思ひます。特に専門家の派遣については、

多くのサイトはお困りですので、効果的な手段だと感じます。この専門家の派遣については、各都道府県の生物多様性センターがまさに役割を担うべきところかと思えます。新法ができる、役割も明確になりますので、各県の生物多様性センターとより連携、役割分担して進めていただければと思います。

一方で、かなりいろいろなインセンティブを検討いただけていますが、果たしてこれで OECM が国土の 10% 増えるかどうかとなると、やはりちょっとまだ疑問に感じるところです。引き続き、自然共生サイトを国土の 10% 分どう増やすか、そのためにどういう土地タイプを増やすか、という戦略とセットで、このインセンティブの検討も続けていただければと思います。特に、名古屋市の土屋委員からご発言あったとおり、地権者にとってメリットになるような税制優遇ですとか、あるいは、市区町村が持っているような公有地を登録していくところ、鍵になると思います。ですので、市区町村が新しい税制を作ったり、公有地を登録するためのインセンティブというのも、引き続き検討いただければと思います。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局、この点いかがでしょうか。
- 浜島室長 いずれの点もご指摘のとおりと思っております、しっかり踏まえて進めたいと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。他にご発言、希望ございませんでしょうか。まだ時間がありますので、少し趣旨から外れるかもしれませんが、この有識者マッチングの制度、非常に私も重要だと思っております。サイトをサポートするという考え方も、もちろん大事ですが、一方で生物の分類がしっかり分かる有識者の数というのも減ったり、あるいは高齢化が進んでいたりということがあり、そういう生物多様性の調査に関わるようなキャパシティを維持・大きくしていくことも、一方で大事だということがあります。浜島室長から、民のお金を動かすことが大事というご発言がありましたけれども、例えば、こういった自然共生サイトというものが動くことで、生物調査のニーズが発生して、うまくお金が回って、そういうスキルを持った人が増えていくといったような流れを作っていくということも大事だと思っております。そういう意味で、支援制度と、有識者マッチングだけじゃない、ところをつなげていく、少し大きな仕組みを作るということが大事だと思っております。その点、そういった方向性があり得るかということをお聞きしたいです。

それから有識者というと個人だと思いますが、場合によっては企業みたいな、例えばそういう調査技術を持った企業みたいなことも対象になり得るのかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

- 浜島室長 はい、ありがとうございます。大きな仕組みとまで言えるか分かりませんが、ご指摘の、そもそも支援をできる専門家の方が減っているのではないかという点、その通りだと思っております。我々も今回 3 件やってみて改めて思ったのが、自然共生サイト、及び今回の法改正が通りましたら実現する活動認定の、認定の考え方と揃った形で地域に行って助言ができる方に増えていただくことが必要と思っております。そのため、例えばマニュアル



とまでいけるかは分かりませんが、そういった一定の考え方の整理をしっかりと、専門知見を活かしながら、同じ目線でできるようにやっていきたいと思っております。

あと、いわゆるコンサルティング会社というか、調査の技術を持っているような会社様というの、当然プレイヤーとしてはあり得ると考えてございます。

- 渡邊室長補佐 コンサルティングなどをやられるような会社さんと、学識者と、リストを区別化するなど、そういう整理はあると思っております。先ほど、角谷座長の方からも、キャパシティの維持・拡大といった話の中で、その前の高川委員の意見とも繋がりますが、環境省だけで集めるというよりは、やはり自治体のほうで、自治体でつながっている生物多様性地域戦略を作る時にお世話になっている委員の方々や、レッドリストを作る時の委員の方々とつながりがあったり、自治体が独自に専門家派遣みたいな仕組みを既に持たれていて、金銭的なところも含めてご支援されているような自治体もあるということが、我々も分かってきたところではありますので、自治体の皆さまの方でつながりのある、特にサイトから近く、支援をしやすいような先生方ともコミュニケーションを取らせていただくとか、そういった形で、支援センターや自治体と、あと地方事務所との関係性というのを見ながら、整理ややり方を考えていければというふうに思っております。
- 角谷座長 ありがとうございます。そうしましたら、長谷川委員からご発言と伺っております。よろしく願いいたします。
- 長谷川委員 ご指名ありがとうございます。まとめていただきまして、ありがとうございます。その他のインセンティブについては、我々が会員企業と話していると、本件にインセンティブを付与することは非常に重要で、ありがたいという反応が多々ございます。その上で、スライドの1ページ一番下について、企業版ふるさと納税については、7ページの既存の補助金・税制の活用に関する調査をやっておられるということなのでしょうか。可能であれば、こういった仕組みについては、先ほど出ていた固定資産税の話も含めて、これを実行するにあたってどんな障害があるのか、またふるさと納税に自然共生サイトを入れていくに当たってもどんな障害があるのかなど、合わせてヒアリングしていただくとありがたいと思います。以上でございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。
- 浜島室長 はい、ありがとうございます。企業版ふるさと納税に関しては、実施中というのは、今でもお使いいただけるという意味でございます。自治体さんが実施者や所有者のケースで、自治体の総合戦略などに記載がされていれば、企業の方にお使いいただける制度なので、それをしっかりPRしたいと考えておまして、内閣府とどういった方法があるのかということ、調整・相談中という形でございます。

それから、固定資産税について、自治体の一存でできるのはその通りでございます。名古屋市さんにご協力いただいてまとめた税制の一覧などもホームページに近く掲載しますが、既にやられている自治体さんもあります。

それから、ふるさと納税に入れるときの障害、これも内閣府と相談をしておまして、地

域再生計画にしっかり書き込むということをすれば、大丈夫というふうに聞いてございます。

- 渡邊室長補佐 地域再生計画への書き込み具合とか、あとは地域再生計画を作られていても、実際は更新もできるとか、もしかしたら自治体にご存じない方がいたりするとハードルが高く感じられるということがあるかもしれませんので、我々もこのような場で、今でも使える、どんどん企業版ふるさと納税の方も使いやすくなってきているという話を内閣府からもいろいろ聞いておりますので、しっかり周知していくことは必要だと思います。

あとは企業版ふるさと納税をテーマにして、内閣府でマッチングイベントもやっておりますが、それとうまく一緒に連携して、自然共生サイトの支援マッチングと一緒にできないかというような話もさせていただいております。来年度必ずというわけではございませんが、今後連携し、活用をよりPRしていけると良いと思っております。ありがとうございます。

- 長谷川委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。本議事につきまして、他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、まだ多少時間ありますけれども、全体通じてご発言希望される委員の方いらっしゃれば、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、支援証明書制度の検討状況についてということと、その他のインセンティブについてということで、活発にご議論いただきありがとうございました。特に議事1については、私にとっては、ロジックモデルというのは、聞き慣れない言葉ですが、原口委員から共通言語にしていくのだというご説明をいただいて、その意義がよく分かったように思います。一方で、運用の仕方や、あるいは位置づけを具体化するの、これからも議論をより深めていく必要があると思っています。それから、議論の中心にはなりませんでしたが、マッチングの試行で、支援を受けたい側も、支援したい側も、それなりの数が集まってきたというのは、非常に良かったと個人的には思っております。ポテンシャルが非常に高いということで、よりしっかり制度をこれから検討していく意義も大きいというふうに改めて感じた次第です。

それから、その他のインセンティブについても、引き続き多面的に検討していくということが大事かと思いました。私も発言させていただきましたけれども、特に有識者マッチングが、現状はボランティアベースでされることが多いわけですが、そういったものもボランティアではなく回るようにインセンティブの枠組みにうまく組み入れていくことが大事だと思っております。

はい、それでは本日の議事以上になりますので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。この後で追加のご意見等が出てきた場合には、事務局宛てにメールでお送りいただくということにさせていただければと思います。それでは進行をお返しします。ありがとうございます。

- 渡邊室長補佐 はい、角谷座長、ありがとうございました。また、委員の皆さま、本日も貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。それでは最後に、自然環境計画課長の則久より一言、ご挨拶をさせていただきます。則久課長、お願いいたします。
- 則久課長 皆さま、本日はご議論をいただきまして、ありがとうございました。非常に活発なご議論をいただきました。これにつきまして、課題も多々ございますし、法案については今月の頭に閣議決定いたしまして、早ければ明日から法案の審議が始まってくるという状況になっております。そういった中で、インセンティブをどうするのかというのは、非常に大きな関心でございまして、いろいろな方々からもたくさんご指摘、ご意見、アドバイスをいただいております。どういうことができるかというのは、走りながら考えていくところもあると思いますが、このインセンティブ検討会での成果は、我々がよりどころにしている大きなものでございますので、引き続き、法改正の議論、国会の議論も踏まえて、また来年少しプラスにしていくところもあるかもしれませんけども、引き続きご検討のほうをお願いしたいと思っております。今年度の検討はこれで一段落でございますが、宿題をたくさんいただいたということで、また引き続き今後に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は、どうもありがとうございました。

### 3. 閉会

- 事務局・宍倉 ありがとうございました。それでは本日、この議事録に関しましては、追って作成して委員の皆さまにご確認後、改めて本日の資料を掲載している環境省ホームページにおいて紹介することとしております。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。本日は多数の傍聴者の皆さまにもご参加いただきまして、ありがとうございました。では、これもちまして、令和5年度第3回30by30に係る経済的インセンティブ等検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。